

# 関東地方整備局からの依頼事項について

---

令和5年9月

国土交通省 関東地方整備局

建政部 建設産業第一課

# 関東地方整備局からの依頼事項①

## 【1-①. 社会保険加入対策について】

### < 課題・共通認識 >

- 建設業における社会保険加入対策については、行政関係機関や元請・下請の建設業者団体、発注者団体等を構成員とする建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会から改組）等において、関係者一体となって取組を進めているところです。
- 令和2年10月1日以降、**建設業の許可・更新においては社会保険の加入を許可要件としている**ところですが、令和4年度入契調査において、公共工事を発注する際、**受注者等を社会保険等加入業者に限定する取組**について、市町村においては**元請企業の限定については約3割、下請企業については約5割が対策未実施**の状況です。
- また一方で、社会保険の加入を逃れるために、本来雇用されるべき技能者を社会保険の適用除外である個人事業主（いわゆる一人親方）とする規制逃れの進行が懸念されています。
- 各構成員におかれましては、それぞれ以下の取組を実施していただきますようお願いします。

※【参考】下請指導ガイドライン：リンク<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001473651.pdf>

### < 行政関係機関（地方公共団体等の発注者） >

- 社会保険への加入は法令上の義務であるため、地方公共団体におかれましては引き続き加入対策を進めていただくとともに、**管内市区町村に対しても加入業者に限定する取組を実施するよう、働きかけをお願いします。**
- 元請企業（受注者）に対して、下請締結時に下請企業への確認事項を周知するとともに、一人親方の就労状況を確認する際には「**働き方自己診断チェックリスト**」を活用し、その結果雇用契約が適切と考えられる場合には一人親方に対して雇用契約へ誘導するよう、働きかけをお願いします。

### < 建設業者団体 >

- 元請企業におかれましては、作業員名簿の社会保険欄を確認し適切な社会保険への加入となっているか、確認してください。
- 社会保険欄の記載が「国民健康保険」「国民年金」等になっている場合は、下請企業に対して「再下請負通知書・請負契約書」の提出を求め、契約内容と保険加入の実態が適切であるか確認してください。
- 下記に当てはまる一人親方に対しては、雇用契約の締結を促してください。
  - ・年齢が10代の技能者
  - ・経験年数が3年未満の技能者
  - ・「働き方自己診断チェックリスト」においてBに多く当てはまる技能者

# 関東地方整備局からの依頼事項②

## 【1 - ②. 適切な法定福利費の確保について】

### < 課題・共通認識 >

- 法定福利費とは、法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（子ども子育て拠出金含む）の各保険料の事業主負担分です。また、これらは建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれます。
- これらが請負契約時に着実に確保され、技能労働者の適切な保険加入を進めるためには、見積もり段階で必要な法定福利費を明示することが重要です。
- 法定福利費を内訳明示した見積書に関しては、平成25年9月26日の社会保険未加入対策推進協議会において、標準見積書の提出を申し合わせたところですが、これらの見積書提出状況は令和2年以降を境に悪化している状況です。
- 法定福利費の確保・適切な支払いについては、建設業に担い手を育成・確保していく上で不可欠なものです。そのため各構成員におかれましてはそれぞれ以下の取組をお願いします。

### < 建設業者団体 >

- 元請企業におかれましては、下請企業に対して見積依頼時に見積書に法定福利費の内訳を明示するよう依頼し、請負代金に反映させること、下請企業におかれましては、元請企業へ提出する見積書に法定福利費を明示し、技能労働者に対して必要な保険に加入させることを徹底していただきますようお願いします。

### < 行政関係機関（地方公共団体等の発注者） >

- 発注者においては、発注時の積算（予定価格）に法定福利費をしっかりと計上しつつ、元請企業（受注者）に対しては発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示させることを徹底し、明示された法定福利費額と予定価格に占める法定福利費概算額との比較により、必要に応じて算出根拠を提出させるなど、適切に請負契約に計上されているか確認をお願いします。

## 【2. 建退共制度の適正履行の確保について】

### < 課題・共通認識 >

- 公共工事における建退共制度の適正履行を図ることは、建設労働者の雇用労働条件の改善はもとより、公共工事発注機関による財源措置の適正処理の観点からも重要であり、現在は従来の証紙貼付方式に加え、電子申請方式による掛金納付が可能となっています。
- 建退共制度の就労実績と建設キャリアアップシステムに蓄積される建設労働者の就業履歴情報の相互との連携が図られることによって、建退共制度の適正履行が確保されるとともに、建設労働者のさらなる処遇改善につながることを期待されます。
- そのためには、元請企業において工事現場でカードリーダーを設置する等により、**建設労働者が就業履歴を蓄積できる環境整備を行うことが不可欠**です。各構成員におかれましては、それぞれ以下の取組を実施していただきますようお願いいたします。

### < 建設業者団体 >

- 元請企業におかれましては積極的に建設キャリアアップシステムの環境整備を行っていただくとともに、工事現場で従事する建設労働者に対しカードリーダーへのタッチ等が適切に行われるよう、日々の朝礼等を通じて工事現場での周知徹底をお願いいたします。

### < 行政関係機関（地方公共団体等の発注者） >

- 地方公共団体におかれましては、建退共制度について受注者に対し引き続き周知徹底を行うとともに、管内市区町村に対しても制度の適正履行の確保について積極的な働きかけをお願いいたします。

## 【3. 適正な工期について】

- 建設業における働き方改革の推進、長時間労働の是正、特に令和6年4月から建設業にも適用される時間外労働規制への対応を行っていくためには、**受注者側の努力のみならず、発注者が適正な工期設定を意識することが重要**です。**建設業法第19条の5では、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結が禁止**されております。
- 公共工事・民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結する際には、適正な工期を設定できるように、契約の当事者がそれぞれの責務を果たさなければなりません。中央建設業審議会が作成・勧告した「工期に関する基準」には、発注者・受注者それぞれの責務が示されております。
- 重要なことは、発注者受注者ともに双方の事情等への理解を含め、施工に必要な工期について受発注者間でしっかりと協議を行うことです。**受発注者間で積極的に協議を実施し、適正な工期設定を推進**していただきますようお願いいたします。
- また、労働者の処遇改善の観点から、**週休2日の確保等を考慮した工期設定を行い休日をしっかりと確保していく**ことも、働き方改革を行う上で非常に重要な取組です。長時間労働の是正と併せて取組を進めていただきますようお願いいたします。

# 参考資料

# 1. 社会保険加入対策について

- 各公共発注者が公共工事を発注する際、受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組の実施状況及び社会保険等未加入業者への対応策を調査。
- 都道府県では、二次以下請負業者も社会保険加入企業に限定する取組が進む一方、市区町村では一部の団体に留まっている状況。

(出典)令和4年度入札契約適正化法に基づく実態調査  
※カッコ内は、前回(令和3年度)調査結果

## ① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	実施済(定期の競争参加資格審査等で確認)	未実施
国	16(16)	3(3)
都道府県	47(47)	0(0)
市区町村	1211(1248)	510(473)

※市区町村は北方領土6村を除く

## ② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	全ての工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定	一定金額以上の工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定	全ての工事で、1次下請業者まで加入企業に限定	一定金額以上の工事で、1次下請業者まで加入企業に限定	対策未実施
国	8(8)	1(1)	5(6)	2(1)	3(3)
都道府県	29(30)	1(1)	17(16)	0(0)	0(0)
市区町村	286(260)	30(34)	477(505)	91(99)	837(823)

## ③ 社会保険等未加入業者への対応(1次下請業者) ※複数回答

	元請企業に対し加入指導	許可行政庁へ通報	社保担当部局へ通報	指導・通報体制なし
国	16(17)	10(10)	1(3)	2(2)
都道府県	42(41)	36(36)	27(27)	0(0)
市区町村	1146(1137)	100(102)	55(60)	538(543)

## ④ 社会保険等未加入業者への対応(2次下請業者以降) ※複数回答

	元請企業に対し加入指導	許可行政庁へ通報	社保担当部局へ通報	指導・通報体制なし
国	13(14)	8(8)	1(3)	4(4)
都道府県	35(35)	32(32)	23(23)	4(4)
市区町村	1060(1052)	71(71)	29(29)	629(634)

## 約款第七条の二（下請負人の社会保険加入）

第七条の二(A) 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

注(A)は、すべての下請負人を社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。

第七条の二(B) 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

注(B)は、下請契約の相手方のみを社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。

改正建設業法により、令和2年10月以降においては、社会保険の加入が建設業の許可要件とされることから、本条のさらなる活用が求められる。

「公共工事標準請負契約約款の解説」



## 2. 建退共制度の適正履行の確保について

## ①掛金納付の各方式の特徴

証紙貼付方式・・・元下間での証紙交付のやりとりが生じるため、掛金納付が不徹底になるおそれ。どの技能労働者に貼付されたか確認が困難であり、就労の実績と納付の対応関係も不透明になりやすい。

電子申請方式・・・申請に基づいて技能労働者に直接、退職金ポイントが付与されるため、就労実績に基づき確実に掛金が納付。証紙の事前購入や交付が不要。

- 
- 証紙貼付方式について適切な掛金納付を徹底する必要
  - 電子申請方式の積極的な活用を促進する必要

## ②公共工事における発注機関の役割

公共工事においては、工事の契約時・完了時に発注機関が掛金の購入・納付状況を確認することとしている。

※令和3年3月30日付けで各地方自治体宛に「元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について」建業課長、建市課長の連名で発出

- 
- 建退共の履行状況に関して各公共発注機関が確認する必要

## 建退共とは

事業主が建設現場で働く労働者に、働いた日数に応じて掛金を納付し、その労働者が建設業界をやめたときに退職金を支払うという業界退職金制度です。この制度では、建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、その事業主が雇用している建設現場で働く労働者が被共済者となります。

## なぜ公共発注機関が履行状況の確認する必要があるのか

公共工事については、予定価格において建設事業主が機構に掛金納付するための財源措置を講じる等の措置によって建退共制度の活用・普及が図られてきたところであるにもかかわらず、証紙の受払の不適切な処理などにより、下位の下請事業主の対象労働者に対する掛金納付が徹底されていないといった課題が指摘されている。

公共工事における建退共制度の適正履行を図ることは、建設労働者の雇用労働条件の改善はもとより、公共工事発注機関による財源措置の適正処理の観点からも重要であることから、今般の電子申請方式の導入等に伴い、元請事業主が報告すべき事項等について改めて整理したところである。元請事業者においては、発注機関に対する履行状況の報告等を通じて公共工事における建退共制度の更なる適正履行の確保を図ることが重要である。

令和3年3月30日付け「元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について」より

# 建退共とCCUSのデータ連携について

- 建退共の電子申請方式によって、従来の証紙貼付方式に比べて効率的に、直接、技能労働者に退職金の掛金を納付（元下間の証紙交付のやりとりを省略し、元請が直接、電子的に掛金納付するため、より確実）
- さらに、CCUSに蓄積したデータを建退共の就労実績報告作成ツールに取り込むことで、就労実績報告が正確かつ簡略化（今夏から、元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することを可能とするシステムを供用開始）

※証紙貼付方式をはじめ、掛金納付等の適正履行を図るため、公共発注者による元請に対する履行確認を強化・徹底（令和3年3月通知「元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について」）

建退共制度では、技能労働者の働いた日数に応じて退職金の掛金が納付



処遇改善のためには、**就労実績が正しく把握され、実績どおりに掛金が納付されることが重要**

## 証紙貼付方式による掛金納付

○元下間での証紙交付のやりとりが生じるため、**掛金納付が不徹底になるおそれ**。どの技能労働者に貼付されたか確認が困難であり、就労の実績と納付の対応関係も不透明になりやすい



## 電子申請方式

○申請に基づいて**技能労働者に直接、退職金ポイントが付与されるため、就労実績に基づき確実に掛金が納付**  
○**証紙の事前購入や交付が不要**

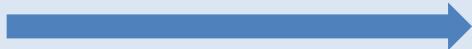
**【重要】** 元請が電子申請方式を選択すれば、下請による電子申請方式の採用・不採用に関わらず、掛金を電子申請で納付できる（同一現場での証紙貼付方式と電子申請方式の混在は生じない）

## 建退共とCCUSのデータ連携

電子申請方式  
（通常）



作業員名簿等の各種書類を参照して、**就労実績報告作成ツール**に、就労実績を手作業で入力する



（手作業での入力が不要で実績が正確）

CCUSに蓄積されたデータを取り込み、就労実績ファイルを作成

※元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することが可能

## 就労実績報告作成ツール

就労状況報告書  
（4号 月別様式）

就労実績ファイル



建退共

電子申請専用サイト



退職金ポイント



技能労働者



技能労働者に対して、直接、退職金ポイントを付与

（証紙のような元請や下請間でのやりとりが不要）1

### 3. 適正な工期について

## 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を作成し、その実施を勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

### 注文者

#### ◆通常必要と認められる期間に比して、**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

#### ◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについては、**契約締結までに通知**

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

#### 【建設業法施行規則】

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

#### ◆**工事を施工しない日や時間帯の定め**をするときには**契約書面に明記**

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

### 建設業者

#### ◆**工程の細目を明らかにし、** 工程ごとの作業及びその準備に 必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

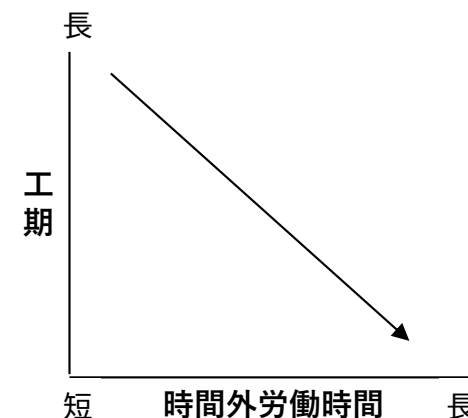
# 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）①

- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することにより、**そのためには、適正な工期設定を行う必要**があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

## 短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該**上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

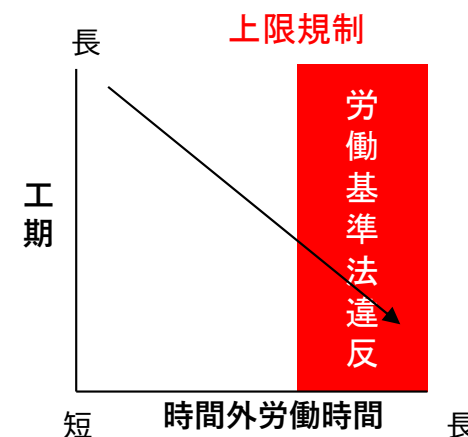
【工期と長時間労働の関係】



## 通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、**「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」に着目**することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、**「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

【工期と長時間労働の関係】  
（令和6年4月～）



# 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）②

## 著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
- 締結された請負契約の内容
- 受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
- 過去の同種類似工事の実績
- 受注者が発注者に提出した見積りの内容
- 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- 当該工期に関する発注者の考え方
- 賃金台帳 等

## 著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ② 契約締結された工期が、**過去の同種類似工事の工期と比較して短くなる**ことによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ③ 契約締結された工期が、**受注者が見積書で示した工期と比較して短い場合**、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。

## 時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

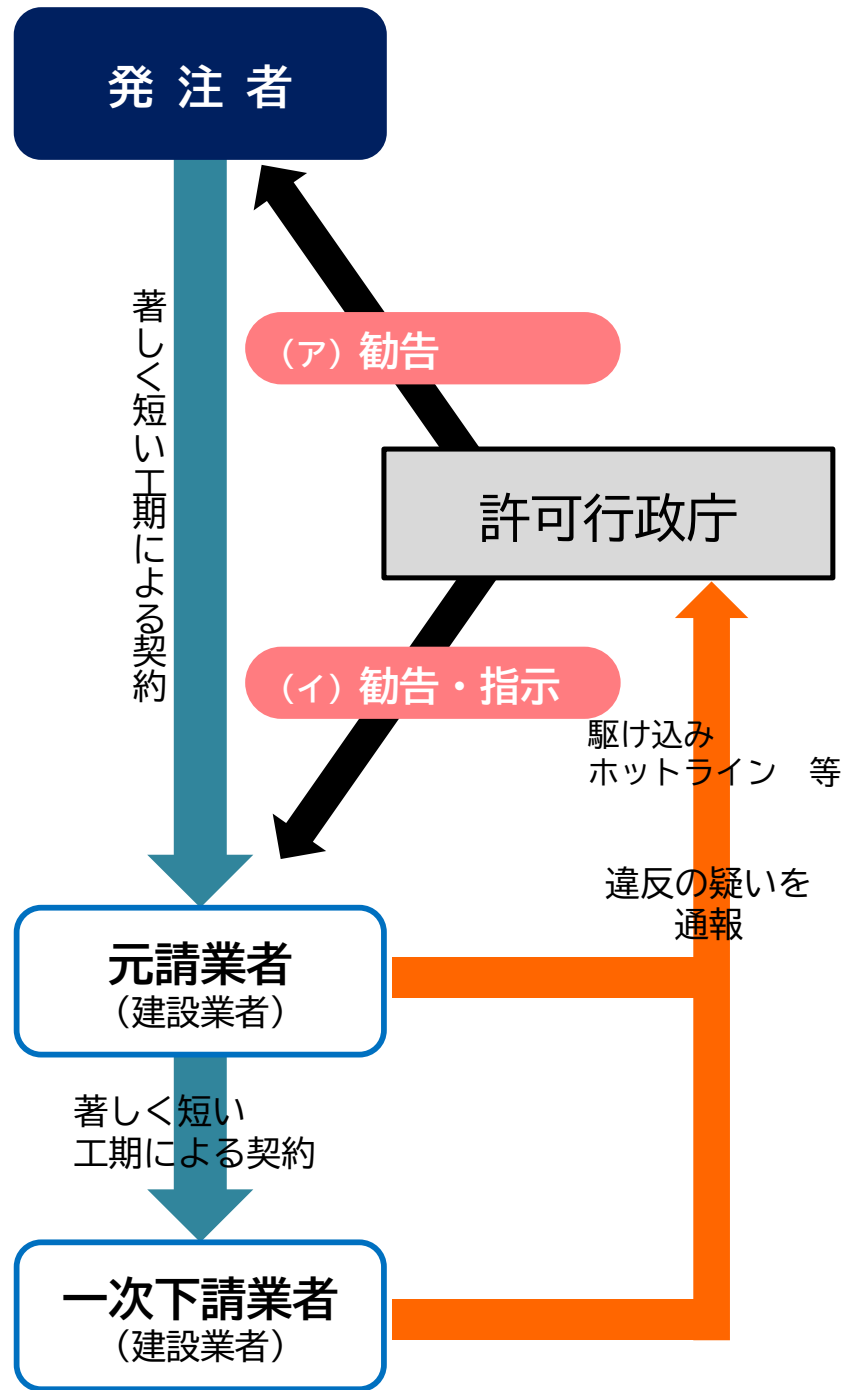
- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用される。このことを踏まえ、当該**上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、発注者と受注者との間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断**される。

## 工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止を図る観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第21条、民間工事標準請負契約約款（甲）第29条、または民間工事標準請負契約約款（乙）第19条（それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定）を明記しておくことが必要である。



# 著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した **発注者に対して、勧告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができる。

※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

○建設業法(抄)

第十九条の六 (略)

- 2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がある勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(イ) 建設工事の**注文者が建設業者である場合**、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする**勧告**や、同法第28条を根拠とする**指示処分**を行う。

※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能